

経営会議の内容

件 名	(仮称) 大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の制定について
所 管 部	健康福祉部
日時・場所	平成30年2月2日(金) 13:00 ～ 13:30 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、介護保険課長
提 出 理 由	医療介護総合確保推進法の制定により、介護保険法が一部改正されたことに伴い、(仮称) 大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び同規則を制定するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・市内に県指定の居宅介護支援事業所はいくつあるか。特別養護老人ホームの指定を受けている事業所は含まれているか。また、今回制定する条例は県と同じ内容とのことだが、事業所の指定に関して影響はあるか。 (所管部) 50～55か所ぐらいで推移しており、現在52か所ある。特別養護老人ホームと併設されている事業所はあるが、別事業として行っている。一度県の指定を受けると6年間有効となるため、その後、市が再度指定を行うこととなる。 ・権限移譲によって、利用者がサービスを受ける際など、変化はあるか。 (所管部) 実地指導など県が従来行っていた業務を市が行うこととなるが、利用者にとって変更はない。 ・事業所に関する苦情は、今後は市が受けることになるのか。 (所管部) そのとおりである。 ・業務量はどの程度増加する見込みか。 (所管部) 指定に係る事務のほか、実地指導として、基準どおりに運営できているか、請求状況、人員配置状況などをおよそ3年に1度確認を行う。その他、苦情対応などが新たに増えることから、1人工程度の増と見込んでいる。 ・人件費相当額について、県からの補助は見込まれるのか。 (所管部) 国の制度改正であるため、全て市費となる。 ・従うべき基準、参酌すべき基準は、何に定められているのか。 (所管部) 国の省令の中に定められている。 ・ケアマネジャーはケアプランを作成し、要介護者と市民を結びつける業務を担うことになるか考える。ケアプランの内容が適正であるか、確認し、指導する権限が市に移譲されるものと考えてよいのか。 (所管部) そのとおりである。 ・ケアプランの作成や事業者への指導など、専門性を必要とする業務であるか考えるが、県にはケアマネジャーや社会福祉士など、専門の職員がいるのか。 (所管部) 指導は保健福祉事務所単位で実施しており、福祉職や保健師等が当該業務に携わっている。 ・市の専門職の配置はどのように行っていくのか。 (所管部) 事務職では対応が難しいため、ケアマネジャーの資格を有する非常勤職員の雇用を予定している。

	・省令改正に伴う経過措置の解釈について、国に何か動きはあったか。 （所管部）県に確認したところ、昨日時点でも国から返事が来ていないとのことであった。 ・居宅介護支援事業は、要介護者のケアプランの作成を行う事業者であり、要支援者については地域包括支援センターで実施していると考えて良いか。また、要支援者のケアプランを作成する事業者の指定は、既に市に権限があるのか。 （所管部）そのとおりである。今回の条例で定める事業者は、要介護１～５の方を対象としてケアプランを作成し、要支援１、２の方は介護予防支援事業者である地域包括支援センターが作成する。これは既に、市の業務として行っている。
会議結果	案のとおり、進めていく。